

大東市地域防災計画

平成26年12月修正

大東市防災会議

【序 編】

序 編

第 1 章 序編について	序 1
第 2 章 大東市地域防災計画とは	序 1
第 1 節 目的	序 1
第 2 節 計画の方針	序 1
第 3 章 市民・事業者の基本的責務	序 2
第 1 節 市民の基本的責務	序 2
第 2 節 事業者の基本的責務	序 2
第 4 章 大東市での災害の想定	序 3
第 1 節 大東市における最近の災害発生状況	序 3
第 2 節 風水害の想定	序 4
第 3 節 地震被害の想定	序 6
第 5 章 市民の自助・共助力の向上に向けて	序 8
第 1 節 避難指示等の市民への迅速かつ的確な伝達体制、手段等	序 8
第 2 節 避難誘導體制の整備	序 9
第 3 節 防災意識の高揚	序 11
第 4 節 自主防災体制の整備	序 12
第 5 節 緊急物資の確保供給体制の整備	序 14
第 6 章 事業者等の自助・共助の向上に向けて	序 15
第 1 節 企業防災の促進	序 15
第 2 節 自衛消防組織の設置指導	序 15
第 3 節 ボランティア活動環境の整備	序 16
第 4 節 事業者、ボランティアとの連携	序 16
第 5 節 帰宅困難者支援対策	序 16

第1章 序編について

大東市地域防災計画は、本市及び各防災関係機関が処理すべき業務の大綱等に沿って、各災害ごとに体系的に取りまとめたものであるため、記載内容も専門的で多岐にわたっております。

このため、序編については、大東市地域防災計画の内、各種災害に備えて市民及び事業者の皆様を知っておいて頂きたい主な事項などを、地域防災計画の主に災害予防対策編より抽出して取りまとめたものであり、詳細事項の確認等については、大東市地域防災計画の各編を参照いただきますようお願い申し上げます。

第2章 大東市地域防災計画とは

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定に基づき、本市の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、本市及び各防災関係機関が処理すべき事務、または業務の大綱を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

第2節 計画の方針

阪神淡路大震災や東日本大震災の教訓からみて、想定を上回る自然災害に対して全ての「災いを防ぐ」ことは困難であり、いかに「災いを減らして」、少なくとも人命だけは守るという施策が求められています。

このため、市をはじめ関係機関が行う防災対策による「公助」には限界があることから、市民が「自らの命は自らで守る」という「自助」の原点に立つとともに、市民が相互に助け合う「共助」による防災コミュニティづくりを促進することとしています。

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とします。具体的には、Ⅰ 命を守る、Ⅱ 命をつなぐ、Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ 経済活動の機能維持、Ⅴ 迅速な復旧・復興の5

つを基本方針として対策を講じます。

そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要があり、それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災関係機関と一体となって取組みを進めていかなければなりません。

また、災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要があり、そのためには、継続的にP D C Aサイクル※を適用して、改善を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていくこととします。

※P D C Aサイクル：プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（act）の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法

第3章 市民・事業者の基本的責務

第1節 市民の基本的責務

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であることから、市民はその自覚を持ち、平常時より、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

第2節 事業者の基本的責務

事業者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

第4章 大東市での災害の想定

第1節 大東市における最近の災害発生状況

1. 豪雨災害

災 害 名		47. 7. 豪雨	50. 7. 大雨	前線による大雨
発 生 年 月 日		S. 47. 7. 12	S. 50. 7. 4	H. 24. 8. 14
気 象 (雨 量)		300mm	107.5mm	1時間降水量86mm
家 屋 被 害	床 上 浸 水	2,194世帯	661世帯	50世帯
	床 下 浸 水	5,000世帯	1,514世帯	525世帯
避 難 者		延6,217人	延908人	0人
人 的 被 害		な し	な し	な し
災 害 救 助 法 適 用 の 有 無		有	有	無

2. 台風災害

災 害 名		47. 台風20号	51. 台風17号	57. 台風10号
発 生 年 月 日		S. 47. 9. 16	S. 51. 9. 8	S. 57. 8. 1~8. 3
気 象 (雨 量)		117.5mm	188.5mm	214.0mm
家 屋 被 害	床 上 浸 水	1,937世帯	1世帯	30世帯
	床 下 浸 水	4,037世帯	394世帯	1,135世帯
避 難 者		延2,582人	な し	11人
人 的 被 害		な し	な し	な し
災 害 救 助 法 適 用 の 有 無		有	無	無

3. 山地災害

災 害 名		57. 8. 豪雨
発 生 年 月 日		S 57. 8. 3
被 災 状 況		昭和57年8月3日、午後2時頃集中豪雨によって、大東市北条6丁目でがけ崩れが起き、2階建住宅一棟（5世帯）が土砂崩れによって全壊した。

4. 地震

近年、大阪に影響を及ぼした地震の代表的なものとしては、東南海地震、南海地震と兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）があげられるが、いずれも大阪における震度は4であった。

（1）東南海地震

- ア 発生日時 昭和19年12月7日 午後1時35分
- イ 震 央 東海道沖（東経 136.6° 北緯 33.8°）
- ウ 規 模 マグニチュード 7.9
- エ 被害状況 死者（行方不明）7人、負傷者 135人、家屋全壊 234戸、半壊 1,638戸、浸水 2,241戸（被害状況は、大阪府下全域の被害数）

（2）南海地震

- ア 発生日時 昭和21年12月21日 午前4時19分
- イ 震 央 南海道沖（東経 135.6° 北緯 33.0°）
- ウ 規 模 マグニチュード 8.0
- エ 被害状況 死者（行方不明）32人、負傷者 46人、家屋全壊 261戸、半壊 217戸、流失 552戸、浸水 7,080戸（被害状況は、大阪府下全域の被害数）

（3）平成7年（1995年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）

- ア 発生日時 平成7年1月17日 午前5時46分
- イ 震 央 淡路島（東経 135.0° 北緯 34.6°）
- ウ 規 模 マグニチュード 7.3
- エ 被害状況 死者（行方不明）31人、負傷者 3,589人、家屋全壊 895棟、半壊 7,232棟、火災 32件
（被害状況は、大阪府下全域の被害数）

※出典：「理科年表」（丸善）内「日本付近のおもな被害地震年代表」

第2節 風水害の想定

風水害の原因となるものは、集中豪雨等の大雨、台風等が考えられ、想定される主な災害は次のとおりです。

1. 集中豪雨等の大雨により、河川の氾濫による浸水、低地の排水不良による浸水

ア 淀川

淀川は、国により洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあるときには淀川洪水予報が出される。また、水防法の規定による浸水想定区域図が公表されており、こ

れに基づいて市は洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

○淀川水系浸水想定区域図（淀川の外水氾濫による浸水）

昭和 28 年 9 月台風 13 号による洪水時の 2 日間総雨量（淀川流域平均約 250mm）の 2 倍の雨量を想定して作成されている。

イ 寝屋川、恩智川

寝屋川、恩智川は、府により洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあるときには寝屋川流域洪水予報が出される。また、水防法の規定による浸水想定区域図が公表されており、これに基づいて市は洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

○寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川浸水想定区域図（寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川の外水氾濫による浸水）

昭和 32 年 6 月八尾で観測した戦後最大の実績降雨（寝屋川流域の日総雨量 311.2mm）を想定して作成されている。これは寝屋川総合治水対策の計画降雨となっている。

ウ 寝屋川流域

寝屋川流域については、大阪府都市型水害対策検討委員会より、都市型水害対策として、外水氾濫だけでなく内水氾濫も想定した寝屋川流域浸水想定区域図が公表されている。

○寝屋川流域浸水想定区域図（寝屋川流域の外水氾濫と内水氾濫による浸水）

平成 12 年 9 月の東海豪雨（2 日間雨量 567mm）を想定して作成されている。

エ その他の河川等

市域の全河川等について災害が想定されるが、府管理の河川については、府により洪水リスク表示図が作成・公表されている。また、府により、公共上および影響の程度を考慮して水防区域が定められている。（府管理河川：寝屋川、恩智川、鍋田川、谷田川、権現川）

※浸水想定区域図と洪水リスク表示図の相違点

例えば「寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川浸水想定区域図」は、戦後最大実績降雨を想定して、現状での浸水域、浸水深を表示している。

一方、「洪水リスク表示図」は様々な降雨（10年、30年、100年、200年に一度の規模の降雨）を想定し、現状及び治水対策実施後における浸水域、浸水深を表示している。

オ 低地の排水不良による浸水（内水はん濫）

近年、頻発する 1 時間降水量が 100 mm を超えるような短時間の局地的大雨や集中豪雨

では、下水道の排水能力（1時間降水量 50mm 程度）を上回るため、水路が溢れるなどの排水不良により家屋が浸水する。（平成 24 年 8 月 14 日の前線による大雨では、本市だけでなく寝屋川市、枚方市、交野市、四條畷市等の近畿中部で同時に 1 時間 100 mm を超える降雨があり、多くの家屋の浸水が生じた。）

(2) ため池の破堤等

ため池については、府により、公共上および影響の程度を考慮して水防ため池が定められている。

(3) 土砂災害

大雨による土石流、がけ崩れ、地すべりによる土砂被害が想定される。

大阪府都市整備部が所管する、土砂災害の発生源である土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）等を参考に、土砂災害が発生した場合に土砂被害を受ける範囲を想定した土砂災害（特別）警戒区域が府により指定されている。

また、大阪府環境農林水産部が所管する、土砂災害の発生源である山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区）についても土砂被害を受ける範囲を把握し、上記の土砂災害（特別）警戒区域と同様の対応を講じる必要がある。

第3節 地震被害の想定

1. 大阪府による被害想定

大阪府では、活断層による直下型地震及び海溝型地震を想定し、下表に示すとおり被害を想定している。

大東市における被害の想定（府実施）

項目 \ 想定地震		上町断層帯 地震A	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	東南海・南海 地震
建物被害計	全壊棟数	3,573棟	13,566棟	286棟	38棟	341棟
	半壊棟数	5,366棟	8,512棟	714棟	102棟	820棟
建物被害計		8,939棟	22,078棟	1,000棟	140棟	1,161棟
炎上出火件数		1(3)件	11(21)件	0	0	0
死者		23人	445人	0	0	1人
負傷者		1,832人	1,264人	202人	28人	246人
り災者数		30,937人	81,010人	3,521人	494人	3,362人
避難所生活者数		8,972人	23,494人	1,022人	144人	975人
停電軒数		20,879軒	47,794軒	694軒	99軒	793軒
都市ガス影響戸数		45千戸	45千戸	0	0	0
上水道影響人口		6.0万人	10.9万人	1.6万人	0.4万人	0.9万人
通信被害		2,441加入者	18,306加入者	1,356加入者	1,356加入者	0

注) 出火件数は地震後 1 時間の件数（ ）は 1 日の件数

死者、負傷者数は建物被害（早朝）・火災（夕刻、超過確率 1% 風速）・交通被害（朝ラッシュ時）によるものの合計

り災者、避難生活者数は建物被害・火災・津波浸水によるものの合計
 (大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書(平成19年3月)より作成)
 ※中央構造線断層帯地震は金剛山地東縁-和泉山脈南縁の区間の一体活動を想定
 ※東南海・南海地震の被害想定については、今回の南海トラフ地震の被害想定との比較のために掲載するもの

大東市における南海トラフ地震による被害の想定(府実施)

大東市 建物被害	項目	条件・定義	全壊(棟)	半壊(棟)
	総数		1,762	5,695
	液状化		747	2,278
	揺れ		405	3,414
	津波		0	0
	地震火災	冬・18時・1%超過風速	607	—
	急傾斜地		3	3
参考	建物総数		42,809	

大東市 人的被害	項目		条件・定義	死者(人)	負傷者(人)
	総数			21	483
	揺れ[建物倒壊]		冬・18時	19	429
	(内、屋内収容物移動・転倒・屋内落下物)			(2)	(130)
	津波	早期避難率低	冬・18時	0	0
		(内、堤防沈下等)		(0)	(0)
		(内、津波)		(0)	(0)
		避難迅速化	冬・18時	0	0
		(内、堤防沈下等) (内、津波)		(0) (0)	(0) (0)
	地震火災		冬・18時・1%超過風速	2	32
	急傾斜地		冬・18時	0	0
	ブロック塀、自動販売機等の転倒、屋外落下物		冬・18時	0	22
	参考	夜間人口(平成22年国勢調査)			127,534
昼間人口(平成22年国勢調査)			128,974		

2. 大阪府の地震被害想定結果への対応

本市に最も大きな被害をもたらす地震は、南海トラフ地震よりも生駒断層帯地震であり、大東市地域防災計画においては、生駒断層帯地震に対応できるものとする。

第5章 市民の自助・共助力の向上に向けて

第1節 避難指示等の市民への迅速かつ的確な伝達体制、手段等

1. 伝達体制の整備

(1) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）と防災行政無線など既存設備の再点検と対策
緊急地震速報等の市民への情報伝達手段の強化・向上を目指し、同報系防災行政無線の再点検と必要に応じた増設に努める。

(2) 緊急速報メール等の活用など多様な伝達手段の確保

携帯電話（スマートフォン等）及びSNSによる情報伝達手段として、気象庁が配信する緊急地震速報や国・地方公共団体が配信する災害・避難情報などを特定エリアへ一斉配信する緊急速報メール等を活用するほか、「おおさか防災ネット」の防災情報メール配信サービスへの登録促進を行う。

また、地上デジタル放送でのデータ放送を活用するなど多様な伝達手段を確保する。

(3) 電源確保体制の整備

全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、防災行政無線等の機能確保のため電源を確保する。

(4) 地震発生が夜間等、勤務時間外の場合の対応

迅速な避難指示等の発令、自治会、消防団、避難支援者等への伝達体制を整備する。

(5) 津波知識等、防災知識の普及啓発

沿岸市町村に滞在時、全ての伝達手段が機能しない場合でも、市民自らの判断で避難できるよう津波知識等、防災知識の普及啓発を行う。

ア 気象庁から発表される地震規模、津波警報は時間をおいて何段階か上方修正されることがある。

イ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性について周知する。

ウ 襲来する津波高に不確実性がある中で、気象庁が発表する津波到達時間は比較的正確である。

2. 伝達手段

災害時には、電話回線が途絶・輻輳するなど有線系の情報収集・伝達が停滞するおそれがあることから無線系に加え、衛星系システムなど防災通信システムの活用を検討し、多様な手段による速やかな情報収集手段の確保を図る。

第2節 避難誘導体制の整備

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。

1. 案内標識等の設置

避難場所、避難路等の案内標識、誘導標識等については、設置場所や設置数を地域と連携を図りながら検討し、設置を行うとともに、平常時から市民に向けて避難場所の周知を図る。

2. 避難勧告等の判断伝達マニュアルの周知

避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした避難勧告等の判断伝達マニュアルの市民への周知に努める。

3. 避難行動要支援者避難誘導体制の整備

- (1) 平常時から民生委員・児童委員を通じ、福祉サービスを利用している要援護高齢者、障害者等の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ把握に努める。
- (2) 避難にあたっては、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会など地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。
- (3) 避難行動要支援者の避難行動をはじめ、安否確認、避難所における生活等に対する支援を円滑に行うために、市は、府が示す「避難行動要支援者支援プラン作成指針」に基づき、避難行動要支援者支援プランを作成し、それに基づいた避難行動要支援者の情報把握、防災部局・避難支援者・関係機関等の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備するように努める。
- (4) 福祉避難所（二次的な避難施設）等において、要援護高齢者、障害者等の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

4. 学校、病院等における避難誘導体制の整備

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連

携体制の構築を行う。

5. 避難行動要支援者名簿の作成・管理・活用について

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正において、市に対して避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられ、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、下記のとおり重要事項が定められた。これら重要事項については市地域防災計画に定めることが規定された。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成と更新

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲（改正災対法第 49 条の 10 第 1 項）

- ① 要介護認定 3～5 を受けている者
- ② 身体障害者手帳 1・2 級を所持する者
- ③ 療育手帳 A を所持する者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者
- ⑤ あんしん緊急通報システムを利用している者
- ⑥ 避難行動に支援を必要とする難病患者で希望する者
- ⑦ 上記以外で市長が支援の必要を認めた者

※上記の①～⑥に加え、妊婦、乳幼児のいる世帯、その他災害時の避難に不安がある者等も登録可能

※社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、避難行動要支援者名簿の対象は在宅者（一時的に入所、入院している者を含む）を優先する。

イ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法（改正災対法第 49 条の 10 第 1 項）

① 市内部での情報の集約

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

② 府等からの情報の取得

市で把握していない情報の取得が、避難行動要支援者名簿の作成のために必要である場合は、大阪府知事等に対して、情報提供を求める。

ウ 避難行動要支援者名簿の更新（改正災対法第 49 条の 10 第 1 項）

① 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者名簿は定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

② 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

エ 避難支援等関係者となる者（改正災対法第49条の11第2項）

避難支援等関係者となる者は、大東四條畷消防組合、大阪府警察四條畷警察署、民生委員・児童委員、大東市社会福祉協議会、自主防災組織、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所及び避難支援者とする。

（2）福祉避難所における体制整備

府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の相談や介護・医療的ケアなどの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

（3）福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

（4）訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

第3節 防災意識の高揚

市は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努める。また、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制の整備にも努める。

1. 防災知識の普及啓発

市、府をはじめ防災関係機関は、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、市民が、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害

時において自発的な防災活動を行えるよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

2. 防災上重要な施設管理者等に対する防災知識の啓発

市は、関係機関と協力して施設の立入検査及び指導を行い、防災意識の啓発に努める。

3. 市立小・中学校、幼稚園における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、発達段階に応じた防災教育を実施する。

4. 消防団等による防災教育

市、消防団が大東四條曙消防組合等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化できるよう支援する。

5. 災害教訓の伝承

市、府は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

6. 津波に関する防災知識の普及啓発

沿岸市町村での滞在時に被災した場合、市民自らの判断で避難できるよう津波知識等、防災知識の普及啓発を行う。

日頃から津波襲来時における避難方法などを確認しておき、いざ津波が襲来してきたときは、どのような状況にあっても一目散に高台等に避難する、いわゆる「津波てんでんこ」の意識を徹底する。

津波避難の必要性を啓発するため、津波被害を受けるおそれのある地域（市町村）を市民に周知する。

第4節 自主防災体制の整備

市は、市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災

力の向上と継続・発展に努める。

1. 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障害者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行う。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

なお、市は、市地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

2. 自主防災組織の育成

市は、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障害者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

3. 事業者による自主防災体制の整備

市及び府は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、市及び府は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ

の積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

第5節 緊急物資の確保供給体制の整備

1. 飲料水の確保

市、府及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3Lの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

2. 市民における備蓄の推進

最低限の水（1日1人あたり3リットル）と食料、衣類等は、避難に際しての非常時持ち出し品として用意しておくとともに、1週間分以上の物資を自分たちで確保しておくよう周知する。

1次持ち出し品の例

避難時に必要な最小限のもので、被災時の最初の1日をしのぐためのものです。

例)	飲料水	長期保存できるもの
	非常食	乾パン、缶詰、アルファ化米など
	生活用品	衣類、タオル、ティッシュペーパー、缶切り、常備薬など
	その他	ヘルメット、懐中電灯、ラジオ、電池、現金、印鑑、通帳など

2次持ち出し品の例

支援物資が届くまでの数日間（最低3日間）を自足するためのもので、避難所へ持ち出したり、自宅で避難生活を送るために必要となるものです。

例)	食料	レトルト食品、インスタントラーメン、アルファ化米など 最低3日分（9食分）、家族の好みなども考慮するとよいでしょう。
	水の備え	飲料水は1日1人に3リットルは必要。 生活用水はポリタンクなどに入れておくと便利です。
	調理器具 ・燃料	鍋、紙皿、紙コップ、カセットコンロ、ガスボンベ、固形燃料など
	生活用品	予備電池、毛布、タオル、携帯電話の充電器、衣類など

注意事項：上記に記載したものはあくまでも例ですので、準備される際は家族構成等を考慮し、家庭の実情に応じた準備をしましょう。

第6章 事業者等の自助・共助の向上に向けて

第1節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

また、東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

市及び府は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

※ 事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

第2節 自衛消防組織の設置指導

学校、病院、工場、事業所の建物等で多数の者が出入りし、かつ、大規模なものの所有者等に対し、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織（消防法第8条の2の5）を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成

するなど、地震等による火災その他の災害に係る被害を軽減するための措置を講ずるよう指導する。

第3節 ボランティア活動環境の整備

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市、府は地域のボランティア活動の支援を行う。

市及び関係機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に連携して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

第4節 事業者、ボランティアとの連携

市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般においてボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

第5節 帰宅困難者支援対策

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など災害応急対策活動が妨げられるおそれもある。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、府や関西広域連合に協力して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業者に対して交通機関の運行が停止した際に従業員や観

光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて働きかけを行う。

なお、具体的な対策については、国、府、市町村、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。

